

出雲市文化財保存活用地域計画の策定について

1. 文化財保存活用地域計画について

文化財の保存・活用について、過疎化・少子高齢化等を背景とした文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となるなか、未指定を含めた文化財をまちづくりにいかしつつ、地域社会総がかりで継承に取り組むことが必要との国の方針が示されました。

これを踏まえ、平成30年（施行：平成31年4月）の文化財保護法改正で、県による文化財保存活用大綱の作成や、市町村による文化財保存活用地域計画（以下、「地域計画」）の文化庁長官による認定制度がスタートし、地域において文化財の計画的な保存・活用の推進を図ることとされました。

2. 地域計画の位置づけ

「地域計画」は、文化財保護法の法定計画として、また、平成29年に策定した「出雲市歴史文化基本構想」をマスタープランとし、「島根県文化財保存活用大綱」（今年度策定予定）を勘案しつつ、本市における文化財の保存・活用に関する目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載したアクションプランとして位置付けるものです。

3. 計画策定の効果

文化財の保存・活用に関する中長期的かつ具体的な措置（事業や取組、実施年度、財源）を計画に盛り込むことにより、文化財の計画的な保存・活用の推進、強化を図ります。

4. 計画の概要について

- (1) 計画期間 令和3年度(2021)から令和12年度(2030)まで
- (2) 計画概要 出雲市文化財保存活用地域計画骨子・・・別冊

5. 策定スケジュール

令和2年	1月～	文化財保護審議会で協議
	9月～	文化庁と協議
	12月	市議会へ計画策定についての説明
令和3年	2月	パブリックコメント
	3月	文化財保護審議会で協議
	4月～6月	文化庁と協議
	7月	文化庁へ認定申請
		国の文化審議会へ諮問・答申
		市議会へ計画策定報告